

★アンケート★ あなたは青森県内のタクシーを全面禁煙にすることに賛成？ 反対？

- 賛成 (全てのタクシーを全面禁煙にする)
 反対 (全車禁煙ではなく一部に喫煙車を残すなど)

ご意見があればご自由にお書き下さい

()

あなたの 性別 男性 女性
年齢 10 - 19歳 20 - 29歳 30 - 39歳 40 - 49歳
 50 - 59歳 60 - 69歳 70 - 79歳 80歳以上
住所 県内 県外
タバコ 吸わない 以前吸っていたがやめた 喫煙している
職業 () ※自由記載

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

※このアンケートの結果は2009年5月31日に開催される世界禁煙デー記念シンポジウム in 青森 (青森市アウガ) に
おいて発表し、報道機関にも公表される予定です。

青森県タバコ問題懇談会 青森市松原1-2-12 TEL : 017-722-5483 FAX : 017-774-1326 <http://aaa.umin.jp/>

【参考資料】

(1) 全国のタクシー全面禁煙化実施状況

- ① 全面禁煙化実施済み (35) : 秋田、山形、福島、新潟、群馬、栃木、茨城、千葉、埼玉、
東京、神奈川、山梨、長野、静岡、愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井、滋賀、京都、
奈良、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、大分、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄
- ② 実施決定 (1) : 宮城
- ③ 未実施 (11) : 北海道、**青森**、岩手、大阪、和歌山、兵庫、鳥取、島根、広島、山口、長崎

(2) WHOタバコ規制枠組み条約 (2005年2月発効) 「受動喫煙防止ガイドライン」 <概要>

- ① 受動喫煙の健康被害は明白に証明され、どこまでなら安全というレベルはなく、微量でも危険
- ② 例外なく全ての屋内公的施設で、従業員を含む全ての人を受動喫煙から守らなければならない
注) 飲食店、ホテル、**タクシー**などを含む
- ③ 受動喫煙から人々を守るためには罰則のある法律が必要 (実施期限は2010年2月)

(3) 健康増進法 (2003年5月施行) 「第25条 受動喫煙の防止」 <概要>

「学校、事務所、官公庁、飲食店その他多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙を防止
するための措置を講ずるように努めなければならない」 (罰則なし)

* 「その他の施設」には駅、バスターミナル、商店、ホテル、屋外競技場、鉄道車両、バス、
タクシー、航空機、旅客船などが含まれる。(厚生労働省健康局長通知)

青森県タバコ問題懇談会 青森市松原1-2-12 TEL : 017-722-5483 FAX : 017-774-1326 <http://aaa.umin.jp/>